

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
2	地方税に関する事務(賦課、徴収及び調査等)基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

恵庭市長は、地方税に関する事務(賦課、徴収及び調査等)における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

事務の一部を外部業者に委託しているため、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関しても契約に含めることで万全を期している。

評価実施機関名

北海道恵庭市長

公表日

令和7年2月28日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	地方税に関する事務(賦課、徴収及び調査等)
②事務の概要	・市民の生活を支える様々な施策の財源とするため、地方税法に基づき地方税を賦課及び徴収している。また、賦課及び徴収に必要な調査を行っている。 ・税務課及び債権管理課で取り扱う事務に関する証明書を発行している。 ・他の行政機関からの照会に対して回答する。また、課税資料の閲覧に応じている。 ・恵庭市は、地方税法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に従い、特定個人情報ファイルを次の事務に利用している。 ①課税・非課税の住民に関する情報管理 ②課税根拠資料に係る個人特定及び管理 ③所得及び控除の管理 ④課税標準額及び税額の算出 ⑤各種税額の徴収方法や納期毎の期割税額、納期限及び納税管理人情報の管理 ⑥扶養関係情報の管理 ⑦各種税目の徴収に係る納税通知書、納付書及び課税明細書等の通知書の発行 ⑧各種税目及び納税に関する証明書等の発行 ⑨税目ごとの口座登録 ⑩滞納整理に係る個人の特定及び管理 ⑪督促状の発送 ⑫地方税法の規定する国税徴収法に基づく滞納処分 ⑬地方税法第294条第3項、第354条の2、第450条第1項に基づく他市区町村宛の通知書や税務署等の通知書の発行 ・他団体への情報照会に基づく情報提供のため、情報提供ネットワークに接続するにあたり、情報提供に必要な情報を中間サーバに保存する。
③システムの名称	個人住民税システム、固定資産税システム、軽自動車税システム、収納管理システム、宛名管理システム、滞納管理システム、電子申告(eLTAX)システム、中間サーバ・ソフトウェア／プラットフォーム
2. 特定個人情報ファイル名	
1. 個人住民税システムファイル 2. 宛名管理ファイル 3. 固定資産税システムファイル 4. 軽自動車税システムファイル 6. 収納管理システムファイル 7. 滞納管理システムファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)第9条(利用範囲)第1項 別表24の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定

②法令上の根拠	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)に基づく主務省令表第2条の表 (情報提供の根拠) ・第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる 項(1、2、3、4、5、7、11、13、15、20、28、37、39、42、48、49、53、57、58、59、63、65、66、69、73、75、76、 81、83、84、86、87、88、89、90、91、92、96、98、106、108、115、124、125、129、130、132、137、138、140、 141、142、144、151、152、155、156、158、160、161、163、164、165、166、167、168、169、170、171、172、173の項) (情報照会の根拠) ・第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「地方税法その他の地方税に関する
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	総務部 財務室 税務課・債権管理課
②所属長の役職名	税務課長、債権管理課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	恵庭市役所 総務部情報政策室情報政策課 〒061-1498 恵庭市京町1番地 Tel0123-33-3131
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	恵庭市役所 税務課・債権管理課 〒061-1498 恵庭市京町1番地 Tel0123-33-3131
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和1年12月18日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和1年12月18日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	・マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。	

9. 監査		
実施の有無	☐ 〇 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 ☐ <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
	当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である ☐ <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
	判断の根拠	・当該事務に係るPCのアクセス権限を担当職員のみを設定し、ログイン時には生体認証を含む二要素認証を実施している。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月28日	様式に「Ⅳ リスク対策」を追加	—	評価書の内容のとおり。		様式の変更による。
令和1年6月28日	様式の変更(Ⅰ-5-②)評価実施機関における担当部署②所属長→所属長の役職名	税務課長 青山 猛広 納税課長 小林 勉	税務課長、納税課長		様式変更による。
令和1年12月18日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数	令和1年6月28日時点	令和1年12月18日時点		再実施による。
令和1年12月18日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数	令和1年6月28日時点	令和1年12月18日時点		再実施による。
令和3年9月1日	Ⅰ 関連情報 4. 情報提供ネットワークによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二		番号法改正による号ズレの修正。
令和3年9月1日	Ⅰ 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署	①総務部 財務室 税務課・納税課 ②税務課長、納税課長	①総務部 財務室 税務課・債権管理課 ②税務課長、債権管理課長		機構改革に伴う修正。
令和3年9月1日	Ⅰ 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	恵庭市役所 税務課・納税課	恵庭市役所 税務課・債権管理課		機構改革に伴う修正。
令和4年3月1日	Ⅰ 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	—	(別表第二における情報提供の根拠) ・第三欄(情報提供者)が「市長村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項に121を追加	事前	令和4年6月データ標準レイアウト改版による。
令和7年2月28日	Ⅰ 関連情報 3.個人番号の利用 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)第9条第1項(利用範囲)及び別表第一の16の項	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)第9条(利用範囲)第1項 別表24の項	事後	
令和7年2月28日	Ⅰ 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携		・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)に基づく主務省令第2条の表(情報提供の根拠) ・第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる 項(1、2、3、4、5、7、11、13、15、20、28、37、39、42、48、49、53、57、58、59、63、65、66、69、73、75、76、81、83、84、86、87、88、89、90、91、92、96、98、106、108、115、124、125、129、130、132、137、138、140、141、142、144、151、152、155、156、158、160、161、163、164、165、166、167、168、169、170、171、172、173の項) (情報照会の根拠) ・第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(48の項)	事後	
令和7年2月28日	Ⅳ8 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か		・マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。	事後	
令和7年2月28日	Ⅳ11 最も優先度が高いと考えられる対策		3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策		
令和7年2月28日	Ⅳ11 当該対策は十分か【再掲】		十分である	事後	
令和7年2月28日	Ⅳ11 当該対策は十分か【再掲】 判断の根拠		・当該事務に係るPCのアクセス権限を担当職員のみを設定し、ログイン時には生体認証を含む二要素認証を実施している。	事後	